

萩市福栄総合交流促進施設  
(道の駅「ハピネスふくえ」)  
指定管理者募集要項

令和 7 年 1 1 月

萩市福栄総合事務所産業振興部門

## 【目 次】

- 1 公募の概要
  - (1) 公募の趣旨・目的
  - (2) 施設の概要
- 2 指定管理者が行う業務の内容と範囲
  - (1) 管理運営方針
  - (2) 指定管理者が行う業務
  - (3) 指定管理者と市の責任分担
- 3 指定期間
- 4 管理の基準等
  - (1) 再委託の禁止
  - (2) 関係法令等の遵守
  - (3) 個人情報の保護
  - (4) 文書等の管理・保存
  - (5) 秘密を守る義務
  - (6) 事業実績報告書の提出
  - (7) 指定管理者の明示
- 5 指定管理者の収入等
- 6 応募資格
- 7 応募方法・提出書類等
  - (1) 応募書類
  - (2) 申込書等の配布
  - (3) 応募書類の提出
  - (4) 応募に関する質問
- 8 選定の進め方
- 9 その他の留意事項

## 萩市福栄総合交流促進施設（道の駅「ハピネスふくえ」）の指定管理者募集要項

### 1 公募の概要

#### （1）公募の趣旨・目的

萩市は、萩市福栄総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第167号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、指定管理者制度を導入していますが、指定管理期間が満了するため、指定管理者を募集します。

#### （2）施設の概要

名称・位置

名 称	位 置
萩市福栄総合交流促進施設 (道の駅「ハピネスふくえ」)	萩市大字福井下 4014 番地 2

施設

区 分	竣 工	構 造
食材供給施設・大板山たら 製鉄遺跡インフォメーショ ンセンター	平成9年4月	鉄筋コンクリート造平屋建
温室（直売所）	平成9年4月	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建
駐車場	平成9年4月	
自動販売機コーナー	平成9年4月	
ふれあい広場	平成9年4月	鉄骨造
屋外トイレ	平成9年4月	鉄骨平屋建

### 2 指定管理者が行う業務の内容と範囲

#### （1）管理運営方針

- ①公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行うとともに施設を適正に管理すること。
- ②地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例及び萩市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年萩市条例第26号）等関係法令等を遵守すること。

#### （2）指定管理者が行う業務

##### ①業務内容

- ア 利用の許可等に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 萩市福栄総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例、第1条の設置目的を達成するために必要な業務
- エ その他管理に必要な業務
- オ 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

#### （3）指定管理者と市の責任分担

項 目	内 容	萩市	指 定 管 理 者
物価	物価変動による人件費、物品等経費の増額		○
金利	金利の変動による経費の増額		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況が発生した場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者の要因により運営費が増大した場合 市の要因により運営費が増大した場合		○
施設、設備、	軽微なもの		○

物品等の損傷	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、備品等を損傷した場合		○
	上記以外の場合	○	○
施設の大規模改修、修繕	耐震補強工事、躯体維持に係る工事など	○	
協定の不履行	市による協定内容の不履行による損額	○	
	指定管理者による協定内容の不履行による損額		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からの、反対、訴訟、要望への対応	両者の協議による	
	上記以外	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合		○
	施設設置の瑕疵による事故により利用者に損害を与えた場合	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期又は臨時休業の場合	両者協議による	
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、これに伴い被害が発生した場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間途中における業務の終了に伴う撤収費用		○

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの 3年間

### 4 管理の基準等

利用時間等

区分	利 用 時 間
萩市福栄総合交流促進施設 (道の駅「ハピネスふくえ」)	午前7時30分から午後5時まで ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

休館日等

区分	休 館 日
萩市福栄総合交流促進施設 (道の駅「ハピネスふくえ」)	年末年始（12月31日及び1月4日） 毎週月曜日（食事処ハピネスふくえ） ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

#### （1）再委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

#### （2）関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法、条例その他関係法令等を遵守することとします。

### (3) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとします。

### (4) 文書等の管理・保存

①指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保管することとします。

また、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこととします。

②出納関連の事務について監査を行うために必要がある場合には、市は指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

### (5) 秘密を守る義務

指定管理者は、業務の執行に当たっては、その職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。

指定期間終了後も、また、同様とします。

### (6) 事業実績報告書の提出

指定管理者は、決算報告を当該年度終了後に、速やかに市に報告するものとします。

### (7) 指定管理者の明示

指定管理者が管理する市の施設については、これを利用者に明示するため、当該施設内等に指定管理者の名称及び連絡先を表示することとします。

## 5 指定管理者の収入等

利用料金は指定管理者の収入となります。

ただし、利用料金以外の収入があった場合は、市と協議のうえ決定します。

指定管理者には、管理経費を委託料として支払います。委託料の額は協定書で定め、年度ごと事業終了時に支払います。

#### ・参考

過去3年の委託料の額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度 2,756,000円

令和6年度 2,756,000円

令和7年度 2,756,000円

## 6 応募資格

次の（1）から（3）の要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）若しくは共同体（法人その他の団体で構成するもの）での応募とし、個人での応募は受け付けません。

なお、単独で応募する団体は他の共同体の構成員となることはできません。また、複数の共同体の構成員となることもできません。

### (1) 施設の管理・運営の能力を有していること

### (2) 萩市内に事業所、営業所を有しているか、又は申請時までに設置していること

### (3) 次に該当する団体は、応募者になることはできません。

①本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者

③過去5年以内に地方自治法第244条の2第11項の規定により、自らの責めに帰すべき事由によって、指定の取り消しを受けたことのある者

④申請の時点で萩市から指名停止を受けている者

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる活動を行う者

⑥会社更生法及び民事再生法に基づき更正又は再生手続をしている者

⑦萩市の市税を滞納している者

※ 共同体にあっては、主体企業が上記(1)(2)の要件を、全ての構成員が上記(3)の要件を満たしていることとし、申込み手続を行うこととします。

## 7 応募方法・提出書類等

### (1) 応募書類

- ①指定申請書（萩市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則別記様式）
- ②事業計画書
- ③共同体結成届出書及び委任状（共同体を結成する場合のみ）
- ④申請資格を証する書類（法人格を有しない団体は、これらに類する書類）
  - ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - ・役員名簿、登記事項証明書
- ⑤団体の経営状況を説明する書類（法人格を有しない団体は、これらに類する書類）
  - ・収支決算書及び事業報告書（申請時の前事業年度のもの）
  - ・収支予算書及び事業計画書（申請時の現事業年度のもの）
- ⑥施設の管理に関する業務の収支予算書（令和5年度～7年度の年度毎の予算書。参考様式有。）
- ⑦その他必要な書類

【提出部数】 正本1部、副本4部（正の複写）

### (2) 申請書等の配布

申請に必要な書類は、下記期間内に萩市福栄総合事務所産業振興部門の窓口で、配布及び萩市ホームページ内で取得できます。

【配布期間】 令和7年1月28日（金）から令和7年2月12日（金）まで  
(土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

【配布窓口】 ○〒758-0212

萩市大字福井下3999番地6

萩市福栄総合事務所産業振興部門

電話 (0838) 52-0121 (代表)

FAX (0838) 52-0262

### (3) 応募書類の提出

応募書類は、下記の期間中に提出窓口まで持参してください。持参以外の方法による提出はできません。また、提出後は、応募書類の変更及び追加はできません。

【提出期間】 令和7年1月28日（金）から令和7年2月12日（金）まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

【提出窓口】 上記配布窓口と同じ。

※ 混雑時は書類確認のため、お待ちいただくことがあります。

### (4) 応募に関する質問

募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問書を期間内に、FAX又は電子メールにより送付してください。電話や来訪など、口頭による質問はできません。受け付けた質問は、FAX又は電子メールにより回答します。

FAX (0838) 52-0121

E-mail [fukue@city.hagi.lg.jp](mailto:fukue@city.hagi.lg.jp)

【受付期間】 令和7年1月28日（金）から令和7年2月12日（金）午後5時到着分まで

## 8 選定の進め方

### (1) 指定管理者の候補者の選定

#### ①資格審査

提出された応募書類は、萩市において、応募者の応募資格要件の適否について審査を行います。

#### ②審査の基準、審査項目

指定管理者の選定基準及び評価項目

指定管理者の選定は、提出された事業計画書について、以下の選定基準により評価します。

選 定 基 準	評 価 項 目
利用者の平等な利用の確保に関すること	利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策が講じられているか。
サービスの向上に関すること	サービスの向上のための取組、工夫等があるか。
	利用促進、利用拡大等のための取組、工夫等があるか。
	利用者からの苦情、相談等に迅速かつ適切に対応する体制が図られているか。
	利用者への接遇向上を図る取組がなされているか。
	利用者の意見、要望等を聴取・把握する方法を備えているか。
施設の適切な維持管理に関すること	施設の適正な維持管理が図られているか。
	効率的な運営が工夫されているか。
	環境への配慮、適切な衛生管理等が図られているか。
	事故、災害等の防止対策が講じられているか。
	事故、災害等の発生時における対応方針及び組織体制が整備されているか。
	防犯・防災訓練の実施を計画しているか。
	個人情報の保護に関する措置を講じているか。
経費の縮減に関すること	管理経費等について、適正な積算が行われているか。
	経費の縮減に向けた具体策が示されているか。
物的能力及び人的能力に関すること	職員の配置は適正か。
	職員の専門的知識、技能等の向上を図る取組が講じられているか。
	法人等の財政状況の健全性及び安定性が確保されているか。
	関係法令を理解し、遵守することができているか。
	類似施設の運営、類似業務の実施等の実績があるか。
その他	施設の設置目的を理解し、当該目的に適った施設管理の基本方針を定めているか。
	応募の動機、意欲、地域への貢献に係る意識が指定管理者としてふさわしいか。
	その他

### (2) 指定管理者の候補者の決定

萩市での選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定し、結果を応募した団体に対して速やかに通知します。

### (3) 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定は、萩市議会での議決を経て行います。指定の議決後、指定管理者は市と協議のうえ、細目について協定を締結していただきます。

## 9 その他の留意事項

### (1) 応募に係る経費は、全て申請者の負担とします。

### (2) 応募書類は、返却しません。

### (3) 応募書類提出後の内容変更は認めません。

### (4) 申請者から提出された応募書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の

公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で萩市が利用できるものとします。

- (5) 選定団体が、正当な理由なく協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (6) 指定管理者が協定の締結までに、事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (8) 応募受付後に、申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(問い合わせ先)

〒758-0212 山口県萩市大字福井下3999番地6

萩市福栄総合事務所産業振興部門

電話 (0838) 52-0121 (代表)

FAX (0838) 52-0262

E-mail [fukue@city.hagi.lg.jp](mailto:fukue@city.hagi.lg.jp)